

会議結果のお知らせ

附属機関等の名称	栃木県大規模小売店舗立地審議会
会議の公開について	非公開
平成22年3月1日	
(概要)	
1 日時	平成22年2月23日(火) 午後4時30分～午後5時15分
2 場所	ニューみくら305会議室
3 出席者	委員8名
4 議題及び議事	
(1) 審議事項	
	・ 栃木県大規模小売店舗立地審議会運営規程の改正について 栃木県大規模小売店舗立地審議会運営規程第2条の一部を改正
(2) 報告事項	
	・ 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について 平成22年2月23日現在の届出状況について報告
問い合わせ先	栃木県産業労働観光部経営支援課商業活性化担当 (栃木県大規模小売店舗立地審議会事務局) 電話 028-623-3175 F A X 028-623-3340

栃木県大規模小売店舗立地審議会運営規程の改正について

平成22年 2月23日

栃木県大規模小売店舗立地審議会決定

平成22年4月1日から大規模小売店舗立地法の届出等の事務が人口7万5千人以上の市へ権限移譲されることを踏まえ、当該市に立地する大型店に関して、移譲市から県が技術的助言を求められた場合、当審議会において調査審議ができるよう運営規程の改正を行う。

改正の内容

第2条第5号を第6号に改め、第4号の次に第5号として次の一号を加える。

五 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年栃木県条例第31号）第2条の規定により法の事務を処理する市から県に技術的助言を求められた次の事項

イ 法第8条第4項の規定による意見

ロ 法第9条第1項の規定による勧告

ハ その他大規模小売店舗の立地に関する重要事項

施行日

平成22年4月1日とする。